

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	中村 健治
【住所又は本店所在地】	東京都渋谷区恵比寿2丁目28番11号センチュリープラザ204号
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成28年10月31日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社省電舎
証券コード	1711
上場・店頭の種類	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所二部

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	中村 健治
住所又は本店所在地	東京都渋谷区
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社省電舎 取締役管理本部長 福本裕士
電話番号	03-6821-0004

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	中村 浩子
住所又は本店所在地	東京都渋谷区
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社省電舎 取締役管理本部長 福本裕士
電話番号	03-6821-0004

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.8
訂正される報告書の報告義務発生日	平成28年10月24日
訂正箇所	平成28年10月26日に提出いたしました変更報告書の記載内容の一部に誤りがありましたので、これを訂正するものであります。

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	30,480
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	平成13年1月20日株式分割(普通株式1株につき5株)により160株を取得し、平成16年12月16日株式売却により50株を処分しております。また平成25年10月1日株式分割(普通株式1株につき200株)により29,850株を取得、平成25年11月25日株式売却により10,000株、平成25年12月5日株式売却により5,000株、平成25年12月6日株式売却により30,000株を処分、平成26年4月1日新株予約権10,000個を新株予約権無償割当により取得、同年5月27日新株予約権10,000個を権利放棄により処分しております。
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	30,480

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	30,480
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	平成13年1月20日株式分割(普通株式1株につき5株)により3,080株を取得、平成16年12月16日575株、平成17年1月18日255株、平成23年2月17日1,000株を株式売却により処分。平成25年10月1日株式分割(普通株式1株につき200株)により401,980株を取得、平成25年11月25日44,700株、同年11月27日7,000株、同年11月28日1,200株、同年12月2日5,000株、同年12月6日30,000株、同年12月9日10,100株、同年12月10日200株、同年12月11日1,300株を株式売却により処分、平成26年4月1日新株予約権304,500個を新株予約権無償割り当により取得、同年5月27日新株予約権304,500個を権利放棄により処分、平成28年10月24日第三者割当により新株予約権200,000株を取得。
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	30,480